

平成 22 年度定期監査（6）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（6）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 22 年 11 月 4 日から同月 10 日までの間において実日数 4 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し適正に処理されているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか、また、所管課が委託している業務等について契約内容に基づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

(3) 監査の視点

サービス管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、予算の執行は適正かつ効果的か、会計処理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われているか等を主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 業務委託等について、仕様書に業務内容の詳細が記載されているか。受託事業者や指定管理者への指導監督が適切に行われているか。また、報告書等により履行確認を十分行っているか。

イ 随意契約は適正に行われているか。「課長契約（工事）における分割発注等の再発防止取組方針」決定後の契約は、方針に基づき適正に行われているか。

(4) 監査対象部課

ア 区長室

(ア) 広聴広報課

(イ) 秘書課

イ 会計管理室

ウ 議会事務局

エ 選挙管理委員会事務局

オ 監査事務局

カ 石神井庁舎内各課

(ア) 総務部総務課

- (イ) 区民部戸籍住民課、収納課、国保年金課
- (ウ) 福祉部石神井総合福祉事務所

2 監査の結果

適正に行われていた。

なお、監査実施日後に収納課において、個人情報の取扱いに不適切な点が見られたため指導した。